

令和 2 年度

宮崎地方最低賃金審議会
第 2 回 産業別最低賃金検討小委員会

宮 崎 労 働 局

開催日時 令和 2 年 8 月 18 日 (火) 10:00
開催場所 宮崎合同庁舎 2 階
共用大会議室

会 次 第

1 特定（産業別）最低賃金の改正の必要性の有無について

2 その他

(案)

令和 2 年 8 月 25 日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 松岡 優子 殿

宮崎地方最低賃金審議会
産業別最低賃金検討小委員会
座長 森部 陽一郎

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 2 年 7 月 29 日宮崎地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、下記の特定（産業別）最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。
なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙のとおりである。

記

- 1 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 2 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金

宮崎地方最低賃金審議会検討小委員会委員名簿

令和2年8月17日

区分	氏 名	現 職
公益代表委員	四方 由美 しかた ゆみ	宮崎公立大学人文学部 教授
	橋口 剛和 はしごち たけかず	前宮崎県社会保険労務士会 会長
	森部 陽一郎 もりべ よういちろう	宮崎公立大学人文学部 教授
労働者代表委員	今村 彰博 いまむら あきひろ	トヨタグループ宮崎労働組合 執行委員長
	蔵本 聰 くらもと さとし	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長
	中川 育江 なかがわ いくえ	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
使用者代表委員	奥野 信利 おくの のぶとし	宮崎県商工会連合会 専務理事
	甲斐 正文 かい まさふみ	宮崎県商工会議所連合会 専務理事
	河野 洋一 かわの よういち	宮崎県経営者協会 専務理事

各側五十音順

(案)

令和 2 年 8 月 25 日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 松岡 優子 殿

宮崎地方最低賃金審議会
産業別最低賃金検討小委員会
座長 森部 陽一郎

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 2 年 7 月 29 日宮崎地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、下記の特定（産業別）最低賃金について改正決定する必要性はないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙のとおりである。

記

- 1 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業
最低賃金
- 2 宮崎県各種商品小売業最低賃金

宮崎地方最低賃金審議会検討小委員会委員名簿

令和2年8月17日

区分	氏 名	現 職
公益代表委員	四方 由美 しかた ゆみ	宮崎公立大学人文学部 教授
	橋口 剛和 はしごち たけかず	前宮崎県社会保険労務士会 会長
	森部 陽一郎 もりべ よういちろう	宮崎公立大学人文学部 教授
労働者代表委員	今村 彰博 いまむら あきひろ	トヨタグループ宮崎労働組合 執行委員長
	蔵本 聰 くらもと さとし	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長
	中川 育江 なかがわ いくえ	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
使用者代表委員	奥野 信利 おくの のぶとし	宮崎県商工会連合会 専務理事
	甲斐 正文 かい まさふみ	宮崎県商工会議所連合会 専務理事
	河野 洋一 かわの よういち	宮崎県経営者協会 専務理事

各側五十音順

令和 2 年度
宮崎地方最低賃金審議会
第 2 回産業別最低賃金検討小委員会
資 料

宮 崎 労 働 局

令和2年度
宮崎地方最低賃金審議会
第2回産業別最低賃金検討小委員会資料目次

1 特定最低賃金について	1
(決定・改正・廃止までの流れ等)	
2 宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金が特定最賃に選定されている 経緯等	7
3 宮崎県の地域別・特定最低賃金一覧 (令和2年度版最低賃金決定要覧 P130～P131)	9
4 宮崎県特定(産業別)最賃4業種に係る日本標準産業分類(中分類、小分 類、細分類)	10

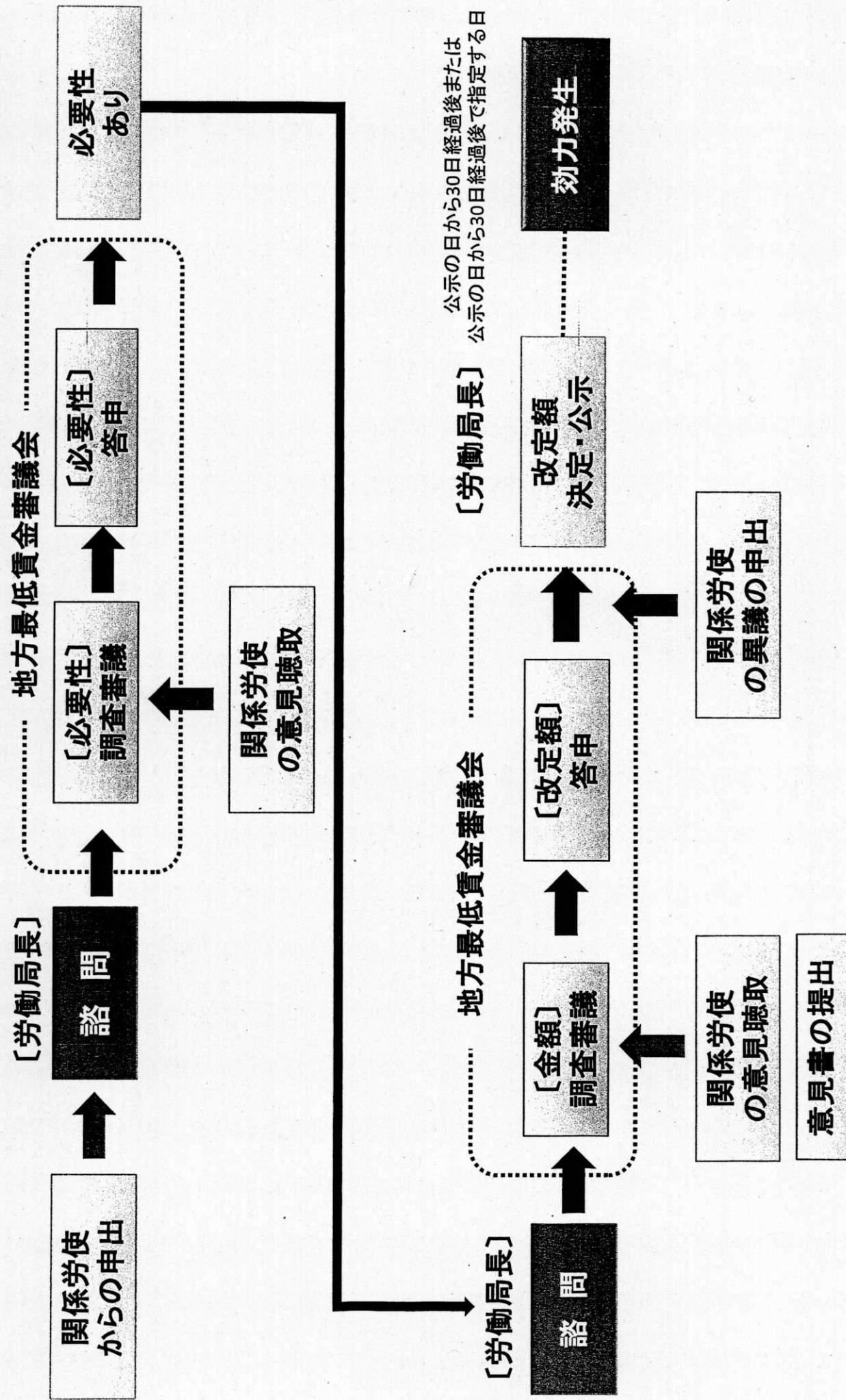
特定最低賃金について

◆ 特定最低賃金

- 特定の産業又は職業について設定される最低賃金
- 関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金の高い最低賃金を定めることが必要と認めた場合に決定される。

特定最低賃金		地域別最低賃金
役割・機能	<input type="checkbox"/> 企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの	<input type="checkbox"/> すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネット
適用対象	<input type="checkbox"/> 産業又は職業ごとに適用 ※日本標準産業分類の小／細分類ごと <input type="checkbox"/> その産業の「基幹的労働者」に適用 ※ 基幹的労働者：当該産業に特有／主要な業務に從事する労働者（基幹的労働者でない労働者の職種、業務を記載するなどにより、それぞれの特定最低賃金ごとに規定されている。）	<input type="checkbox"/> 産業・職業を問わずすべての労働者に適用 <input type="checkbox"/> 都道府県ごとに適用
決定方式	<input type="checkbox"/> 関係労使の申出により新設、改正又は廃止 <input type="checkbox"/> 新設、改廃は労使のイニシアティブによる	<input type="checkbox"/> 行政機関に決定を義務付け（全国各地域について必ず決定されなければならない）
効力	<input type="checkbox"/> 刑事的な効力は、最低賃金法にはなし。 ※労働基準法第24条違反（30万円以下の罰金） <input type="checkbox"/> 民事的な効力（最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効）	<input type="checkbox"/> 刑事的な効力（50万円以下の罰金） ※労働基準法第24条違反との関係は法条競合 <input type="checkbox"/> 民事的な効力（同左）

特定最低賃金の決定・改正・廃止までの流れ



◆ 特定最低賃金の決定・改正・廃止の申出

○関係労使の申出により、地方最低賃金審議会において、決定、改正及び廃止の調査審議を行う。

○申出の要件は中央最低賃金審議会において労使で合意されたもの(※)

※ 「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)

労働協約ケース：関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数(原則として1,000人以上)に適用される賃金の最低額に関する合意(労働協約)がある場合	
新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
<p>① 基幹的労働者の2分の1以上が労働協約の適用を受ける場合</p> <p>② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること</p>	<p>① 基幹的労働者の3分の1以上が労働協約の適用を受ける場合</p> <p>② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること</p>
公正競争ケース：事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合	
新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
○ 企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合(注)	<p>○ 適用される労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意による申出等</p> <p>↓</p>

(注)
「公正競争ケース」は、設定方式として一定の定量的要件を付した「労働協約」ケースとは異なり、申出の内容は個別の事案により種々異なることが想定され、また賃金格差の程度についてもその生ずる要因は多様であり、申出の要件として定量的要件を一律に付すことは適当ではない。
(中略)
なお、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね1／3以上との合意による申出があつたものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい。

「中央最低賃金審議会「公正競争ケース検討小委員会報告」(平成4年5月15日中央最低賃金審議会了承)

◆ 特定最低賃金の新設申出要件・必要書類①

労 働 協 約 ケ ー ス

一定の地域内の事業場で使用される同種の基幹的労働者の2分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に同じくする定めを含む2以上の労働協約のいづれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の全部の合意により行われる申出であること。

(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申 別添新産業別最低賃金の運用方針1(1)イ(イ))

1 次に掲げる事項を記載した申出書

- ①申出を行う者が代表する基幹的労働者又は使用者の範囲
- ②当該特定最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者又は使用者の範囲
- ③上記②のほか、申出の内容
- ④申出の理由

2 申出に必要な書類

- ①上記1①を明らかにできる書類
- ②当該労働協約の写し
- ③申出当事者である労働組合又は使用者の全部の合意があつたことを証する書類
- ④当該一定の地域内の事業場で使用される同種の基幹的労働者の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数を記載した書類
- ⑤当該労働協約に定める賃金の最低額が月額のみで表示されているものについては、当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者に係る月間の所定労働時間数及び所定労働日数等の状況についての参考書類

◆ 特定最低賃金の新設申出要件・必要書類②

公正競争ケース

事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について最低賃金を設定することが必要であることを理由とする申出であつて、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者により行われるものであること。
(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申 別添新産業別最低賃金の運用方針1(1)イ(ロ))

申出要件

なお、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね3分の1以上のものの合意による申出があつたものについては、審議会への諮問等が円滑に行われることが望ましい。
(平成4年5月15日中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告2(1))

1 次に掲げる事項を記載した申出書

- ①申出を行う者が代表する基幹的労働者又は使用者の範囲
- ②当該特定最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者又は使用者の範囲
- ③上記②のほか、申出の内容
- ④申出の理由(事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について特定最低賃金を設定することが必要である理由)

申出に必要な書類

2 添付書類

- ①上記1①を明らかにできる書類
- ②当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね1／3以上のものの合意によって行わされた場合には、当該合意を確認するために必要な書類(労働協約の写し、合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記載した書面など)
- ③賃金格差の存在の説明のための資料

最低賃金時間額の全国加重平均額

平成31年3月末日現在
(単位:円)

		平成30年度	(参考:平成29年度)	
地域別最低賃金		874 (47)	848 (47)	
対前年上昇率(%)		3.07	3.04	
特定最低賃金 (※1, 2)	新産業別最低賃金 製造業	食料品・飲料製造業関係	792 (7)	
		繊維工業関係	787 (5)	
		木材・木製品製造業関係	857 (1)	
		パルプ・紙・紙加工品製造業関係	823 (2)	
		印刷・同関連産業関係	785 (2)	
		塗料製造業関係	935 (4)	
		ゴム製品製造業関係	879 (1)	
		窯業・土石製品製造業関係	875 (4)	
		鉄鋼業関係	932 (20)	
		非鉄金属製造業関係	861 (9)	
		金属製品製造業関係	893 (4)	
		一般機械器具製造業関係	898 (25)	
		精密機械器具製造業関係	882 (7)	
		電気機械器具製造業等関係	872 (45)	
	非製造業	輸送用機械器具製造業関係	914 (33)	
		小計	893 (169)	
			875 (170)	
	合計	新聞業・出版業関係	823 (1)	
		各種商品小売業関係	826 (31)	
		自動車小売業関係	873 (24)	
		自動車整備業関係	840 (1)	
		道路貨物運送業関係	910 (1)	
		小計	849 (58)	
対前年上昇率(%)		2.19	1.64	
旧産業別最低賃金		816 (1)	805 (2)	
総合計		887 (228)	868 (232)	

※1 本表の金額は、各都道府県に設定されている特定最低賃金の全国加重平均時間額であり、()内は設定件数である。

※2 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

全国を適用地域として決定されている新産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)	(0)	(0)
全国を適用地域として決定されている旧産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)	5,772 (1)	5,772 (1)

45 宮崎

区分	最 低 賃 募 効 金 件 名 (新設用 間 月 日)	最 低 賃 募 金 (改正効年月日)	最 低 賃 募 金 (改正効年月日)	最 低 賃 募 金 (改正効年月日)	最 低 賃 募 金 (改正効年月日)
地 域 別 金	宮崎県 最 低 賃 募 金 宮崎県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者	678円 → ⑤ (26.12.26)	45 2800	37.255 395.000	790円 (1.10.4)
特 定	宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器 及び情報通信機械器具製造業最 低 賃 募 金 ② 〔2.3.30〕	800円 (1.12.27)	84 8.080		

1 適用する使用者
宮崎県の区域内で部分肉・冷凍肉製造業、肉加工品製造業、処理牛乳、乳飲料を除く)、これらの事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が部分肉・冷凍肉製造業、乳飲料製造業又は乳製品製造業(処理牛乳、乳飲料を除く)に分類されるものに限る。)を営む使用者
2 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
(1) 18歳未満又は65歳以上の者
(2) 履入れ後 6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの
(3) 清掃又は片付けの業務に主として從事する者

2 適用する使用者
宮崎県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路、電子回路製造業、電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(小電圧測定器を除く)及び当該産業において管理、補助的経済活動を行なう事業所を除く)。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者
2 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
(1) 18歳未満又は65歳以上の者
(2) 履入れ後 6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの
(3) 次に掲げる業務に主として從事する者
イ 情掃、片付け、販売又は片付けの業務
ロ 洗車又は納車引取りの業務

区分	最 低 賃 募 金 件 名 (新設用 間 月 日)	最 低 賃 募 金 (改正効年月日)	最 低 賃 募 金 (改正効年月日)	最 低 賃 募 金 (改正効年月日)	最 低 賃 募 金 (改正効年月日)	
地 域 別 金	宮崎県 各種商品小売業最 低 賃 募 金 ③ 〔2.3.28〕	1 適用する使用者 宮崎県の区域内で各種商品小売業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。)を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 履入れ後 6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として從事する者	705円 → ⑤ (27.12.24)	75 4.810		
特 定	宮崎県自動車(新车)小売業最 低 賃 募 金 ④ 〔2.7.25〕	1 適用する使用者 宮崎県の区域内で自動車(新车)小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行なう事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車(新车)小売業に分類されるものに限る。)を営む使用者 2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 履入れ後 6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として從事する者	828円 (1.12.28)	181 2.830		

(注) 最低賃金との比較については、7頁の5を参照。